

◆佐久穂町商工業雇用促進助成金の 申請方法及び様式が変わります！！

※ただし、すでに交付決定を受けているものについては従前どおりの方法で申請をお願いします。

今までの申請方法

- ① 対象労働者の雇用後速やかに交付申請書を町に提出→町から交付決定通知
- ② 雇用日から6ヶ月を経過した日から30日以内に1度目の実績報告
- ③ 雇用日から1年を経過した日から30日以内に2度目の実績報告→町から交付確定通知
- ④ 請求書の提出→町から指定口座に振り込み



これからの申請方法

2023.1.16~

- ① 対象労働者の雇用日から起算して1年を経過した日から3ヶ月以内に交付申請兼実績報告書を町に提出 → 町から交付決定兼確定通知
- ② 請求書の提出 → 町から指定口座に振り込み

様式が新しく
なりました

【対象労働者の要件】

次に掲げる事項の全てに該当する者
(今までと変更ありません。)

雇用期間の定めがない雇用契約を事業主と締結し、一週間の所定労働時間が30時間以上の者で、当該雇用契約により雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者の資格を取得しているもの

雇用日の年齢が60歳未満である者

雇用契約を締結した事業主又はその関連会社に当該雇用契約日以前3年以内に雇用されていない者

事業主の3親等以内の親族でない者

令和7年3月31日までに雇用された者

佐久穂町商工業雇用促進助成金の交付対象労働者となっていない者

【助成金額】(今までと変更ありません。)

佐久穂町内在住従業員 30万円

佐久穂町外在住従業員 10万円

【事業主等の要件】

町内に事業所等を有する中小企業で、次に掲げる事項の全てに該当するもの (今までと変更ありません。)

対象労働者を1年を超えて雇用した者

対象労働者の雇用日前6月以内に事業主の都合による解雇をしていない者

雇用日以前3年以内に、労働基準法その他の労働関係法令に違反したことがない者

町税の滞納がない者

【申請に必要な書類】

- ① 佐久穂町商工業雇用促進助成金交付申請兼実績報告書(様式第1号) **新様式**
- ② 雇用報告書・誓約書・同意書(添付書類指定様式)
- ③ 対象労働者の住民票
- ④ 雇用契約内容の分かるもの(期間の定めがない雇用契約を締結していることが確認できるもの)
- ⑤ 対象労働者の雇用保険、健康保険及び厚生年金の加入確認ができるものの写し(資格取得日が確認できるもの)
- ⑥ 佐久公共職業安定所が発行する雇用保険被保険者台帳
- ⑦ 対象労働者の出勤簿及び賃金台帳の写し(雇用日から1年を経過した日までの期間の状況が確認できるもの)
- ⑧ 事業所の町税納税証明書

【町から交付確定通知が届いたら、佐久穂町商工業雇用促進助成金交付請求書をご提出ください。(申請と同時でも結構です。)]